

## 建築着工統計調査の補正調査に係る都道府県別集計の 取扱い等について

### 1. 都道府県別集計結果に対する都道府県の活用状況

国土交通省が、11 都道府県の建築着工統計調査担当に補正調査の都道府県別集計結果について、①自らの活用状況、②他部署での活用状況、をヒアリングしたところ、11 都道府県全てにおいて、①の回答として「活用無し」、②の回答として「活用していることを承知していない」との結果であった。

### 2. 標本規模の増加について

都道府県別集計結果の利用は、都道府県だけで行うものではないものの、今般の統計改革では、別途、統計棚卸しと官民の統計コストの削減の取組も併せて行うこととしており、ニーズのあいまいな都道府県別集計結果を充実させるために報告者負担の増大に直結する標本規模の増加は、行うべきではないと判断される。

試験調査などを踏まえ、実際の回収数が現状の回収数 5000 件を維持できるようにする方針

### 3. 都道府県別層化の導入について

実際の標本抽出方法は、今後、国土交通省で具体化に向けて検討されることとなるが、都道府県への標本の配分は、4 層の割当標本を都道府県別の 4 層の建築着工数に比例配分する効果が生じる手法を選択する方針である。

### 4. 都道府県別集計結果の取扱いについて

総務省が提案している標本設計の改善は、全国の推定精度を高めるため、各都道府県に配分されていた標本を都市部に配分する結果となり、建築着工数の少ない県の結果精度は悪化することが予想される。また、国土交通省が補正調査の都道府県別結果の活用状況に関するヒアリング結果は上記 1. のとおりである。

これらのことを踏まえると、標本設計の変更に伴い、これまで補正調査により集計されている都道府県別集計結果については、作成を取りやめることが適当であると判断される。